

館林市議会災害時業務継続計画（BCP）

令和2年6月

目 次

1 総則	1
2 想定する災害	3
3 組織体制	4
4 各組織の活動及び議員の行動基準	
－ 1 平常時	6
－ 2 災害発生時	7
－ 3 応急活動期（4日から10日程度）	11
－ 4 復旧活動期（11日目以降）	12
5 業務継続のための資源に関する対策	13
6 災害発生時における連絡体制等	14
7 災害用伝言ダイヤル（171）の使用方法	15
8 議会の防災訓練	16
9 計画の運用	16
10 別記様式1（支援本部設置通知：議員あて）	17
11 別記様式2（同上：市災害対策本部あて）	18
12 別記様式3（支援本部廃止通知：議員あて）	19
13 別記様式4（同上：市災害対策本部あて）	20
14 別記様式5（議員安否確認表）	21
15 別記様式6（情報収集連絡表）	22
16 参考 館林市議会災害時業務継続計画運用規定	23

1 総則

(1) 計画策定の趣旨

館林市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制の趣旨に則り、議事機関・議決機関、住民代表機関として、市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害支援活動を行うことが求められている。

こうした中、近年、大規模な災害が全国で頻発し、各地に甚大な被害をもたらしており、特に本市においては、令和元年10月に発生した台風第19号（令和元年東日本台風）の影響により、初めて避難勧告や避難指示を発令するなど、議会・議員における災害対応の重要性を認識したところである。

こうしたことから、議会として災害時における議会機能の維持等を目的とした計画（業務継続計画）を定めるものである。

(2) 計画策定の具体的目的

館林市議会災害時業務継続計画（以下「議会BCP」という。）は、大規模災害時（以下「災害時」という。）において、議会機能の維持及び早期回復を図ることを目的とする。また、これに併せ、市民の生命、財産を守るために必要な支援の実施及び市民生活の早期安定に向けて、館林市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置されたとき、その支援を円滑に行うこととする。

この二つの目的を達成するため、議会の組織体制、指揮系統等及び議員の行動基準について定めることとする。

※ BCP : Business Continuity Plan (ビジネス コンティニュイティ プラン) 業務継続計画……議会機能を概ね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会、議員等の役割や具体的な取組等について定めた計画をいう。

(3) 基本方針

① 議会機能の早期回復

議会は、議事・議決機関として、市の団体意思を決定するとともに、

執行機関の事務執行をチェックすること、また、住民代表機関として市民ニーズを反映すること等、重要な役割を担っている。

こうした観点を踏まえ、災害時においても、この機能が早期に回復できるよう必要な措置を取るものとする。

② 議員の行動指針

議員は、議会の機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、議員は災害時、特に災害初動期にあっては、その役割とは別に、被災した市民の救助や被害の復旧のために非常な事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められる。

これらを勘案し、災害時における議員の行動指針及び議員自身の安全確保、安否確認等について必要な事項を定めるものとする。

③ 市との相互連携

災害時において、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは市の安全安心課を中心とした関係部署である。議会は、議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。

このことを踏まえ、特に災害初期においては、市の職員が災害情報の収集や応急対策業務に追われ、混乱上にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮したうえで協力・連携するものとし、議会としての災害対応に当たるものとする。

④ 市との情報共有

議会が自らの役割である監視機能と審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集してチェックすることが必要である。

こうした観点から、市対策本部が設置された場合において、議長は必要に応じて市対策本部会議にオブザーバーとして出席し、情報の共有化を図るものとする。

2 想定する災害

想定する災害は、「表1」のとおりとする。

なお、議会BCPに定める議会の組織体制及び指揮系統等及び議員の行動基準は、市の災害対応と高い関連性を有していることから、想定する災害については、館林市地域防災計画に定める基準に準拠するものとする。

表1 想定する災害

種 別	基 準
震 災	①震度5弱以上の地震が発生したとき ②震度にかかわらず、市内に地震による被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき ③その他、議長が館林市議会災害対策支援本部を設置する必要があると認めたとき
風 水 害 等	①市内に風水害、雪害等による大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるとき ②その他、議長が館林市議会災害対策支援本部を設置する必要があると認めたとき
感染症被害	①市内に新型インフルエンザ・コロナウイルス等の感染症患者が発生し、感染拡大のおそれがあるとき ②その他、議長が館林市議会災害対策支援本部を設置する必要があると認めたとき
事 故 灾 害	①市内に大規模な火災、鉄道災害、道路災害、航空災害が発生したとき ②原子力施設に事故が発生し、本市に影響する災害が発生するおそれがあるとき ③その他、議長が館林市議会災害対策支援本部を設置する必要があると認めたとき

3 組織体制

(1) 災害対策支援本部の設置

- ① 議会は、災害時において、実質的かつ主体的に災害対応を行う市対策本部を支援することを目的として、館林市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。
- ② 議会に支援本部を設置したときは、議員については別記様式1、市対策本部については別記様式2により、その旨を通知する。
- ③ 支援本部は、市対策本部を支援することに加え、災害時において、その初期から議会機能を的確に維持するとともに、議会としての意思決定を行うに当たっての事前協議及び必要な調整を行うものとする。
- ④ 市対策本部が設置された場合であっても、議会として対応する必要がないと判断したときは、支援本部を設置しないことができる。

(2) 支援本部の構成員等

支援本部は、議長及び副議長並びに議会運営委員会委員をもって構成する。ただし、災害の規模や状況により、議長及び副議長をもって初動体制を取ることができる。

(3) 支援本部の設置場所

原則として、議会棟3階、第1委員会室に設置する。

(4) 支援本部の所掌事務等

① 正副議長の職務

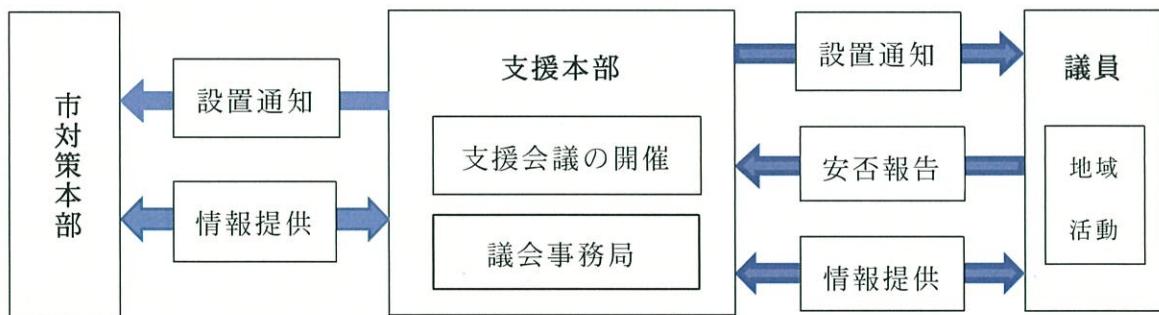
議長……支援本部を設置のうえ本部長となり、必要な事務・業務を統括する。

副議長……本部長を補佐し、本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

② 支援本部の職務

- ア 各議員から議員安否確認表（別記様式5）による報告を求める。
- イ 各議員から提供を受けた情報収集連絡表（別記様式6）の内容を支援本部として取りまとめのうえ、市対策本部へ提供する。
- ウ 各議員が把握した市民からの要望等を支援本部として取りまとめのうえ、市対策本部へ伝達する。
- エ 市対策本部から提供された情報を各議員へ提供する。
- オ 市対策本部から依頼を受けた事項に対応する。
- カ 国、県、関係機関との調整を行う。
- キ 支援本部において協議、調整すべき事項について、会議（以下「支援会議」という。）を開催のうえ決定する。
- ク その他、災害対応に関して必要な調整を行う。

(5) 組織図（イメージ）



(6) 支援本部の廃止

- ① 支援本部長は、市対策本部が廃止されるなど、災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害発生後における応急対策が概ね完了したと認めたときは、支援本部の廃止を決定する。
- ② 支援本部を廃止したときは、議員については別記様式3、市対策本部については別記様式4により、その旨を通知する。

4-1 各組織の活動及び議員の行動基準 平常時

【議員】

(1) 地域の災害対策の把握

日頃から地元地域等の災害対策を把握しておく。

(2) 自身と家族の安全確保対策

日頃から自身と家族の安否確認等の手段（電話、メール、居所等）を確保しておく。

(3) 地域活動等における留意点

消防団及び自主防災組織等の活動の重要性については十分理解するところであるが、その活動の性格上、災害時における議員の役割との競合が予想されることから、原則として一構成員としての加入にとどめ、消防団の団長、分団長、自主防災組織の会長等の役職には就任しないこと。

【議会事務局】

(1) 議員との連絡手段の確保

電話、ファックス、メール等による連絡手段を確保しておく。

(2) 支援本部の設置に係る整備等

災害時に備え、日頃から緊急連絡や本計画運用の訓練に努める。

4-2 各組織の活動及び議員の行動基準

災害発生時

【初動期】

(1) 議会の役割

- ① 議長及び副議長は、議会BCPに規定する「想定する災害」が発生し、市対策本部が設置されたときは、支援本部設置の必要性を速やかに判断し、その必要があると認めたときは支援本部を設置する。
- ② 市民の安全確保と災害復旧に向けた支援活動を行うため、議会としての体制整備を行う。
- ③ 市対策本部が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。

(2) 支援本部の役割

- ① 支援本部を設置したとき、本部長は議員及び市対策本部へ通知する。
- ② 本部長は、各議員からの報告を求め、安否、居所、連絡先等を確認する。
- ③ 本部長は、市対策本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況等の情報を整理し、市対策本部に提供する。
- ④ 本部長は、市対策本部から提供を受けた情報を整理し、各議員に提供する。

(3) 議員の基本的行動と役割

議員は、災害時において速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、その状況を議員安否確認表により支援本部に報告したうえで、次の行動を行うものとする。

- ① 地域の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。
- ② 市対策本部が応急活動等を迅速に行えるよう、情報収集連絡表により支援本部に情報提供を行う。なお、災害初期においては、市対策本部の混乱が予想されることから、議員個人としての情報収集や要請行動は自粛し、支援本部を通しての集約に配慮するものとする。

- ③ 救助・救命に係る情報は、消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については関係機関へ連絡する。
- ④ 支援本部から提供された情報を、地域（市民）に提供する。

(4) 議会事務局

想定する災害が発生した場合、次のとおり通常業務に優先して速やかに災害対応の業務に当たるものとする。

- ① 来庁者の避難誘導、被災者の救出、支援を行う。
- ② 議長及び副議長の安否を確認する。
- ③ 議会棟3階（会派控室等）にいる議員の安否を確認する。
- ④ 議会事務局職員の安否を確認する。
- ⑤ 議会棟関連施設の被災状況を確認する。
- ⑥ 支援会議の開催を準備し、事務の補佐を行う。
- ⑦ 市対策本部との連絡体制を確保する。
- ⑧ 災害関係情報を収集・整理する。
- ⑨ 議会関係施設の被災状況により、会議場所の確保を行う。

なお、想定する災害が勤務時間外に発生した場合は、館林市地域防災計画に定める動員基準に基づき、速やかに議会事務局に参集し、災害対応業務に当たるものとする。

【本会議、全員協議会等が開催されているとき】

- (1) 議長は、直ちに会議を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
- (2) 議長は、必要に応じて議員を待機させることができる。
- (3) 議長は、災害の状況により被害が想定される場合は、その日の会議を閉じることができる。

【委員会が開催されているとき】

- (1) 委員長は、直ちに委員会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保したうえで、委員会における被災状況を議長に報告する。
- (2) 委員長は、必要に応じて委員を待機させることができる。
- (3) 委員長は、災害の状況により被害が想定される場合は、その日の委員会を閉じることができる。

【視察（出張）が行われているとき】

- (1) 委員長又は会派代表者等視察団の責任者は、視察先にて災害等が発生したときは、速やかに被災状況等を議長に報告する。
- (2) 視察団の責任者は、本市及び視察先の被害状況を勘案して必要があると認めたときは、視察を終了して帰市（管内視察にあっては帰庁）するものとする。
- (3) 議長は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察団に対して視察の終了又は帰市若しくは帰庁を命ずることができる。

【議長が出張しているとき】

- (1) 議長が視察団の一員として出張しているときは、原則として、「視察（出張）が行われているとき」と同様の対応とする。
- (2) 議長が、帰市又は帰庁するまでの間、副議長が議長の職務を行う。

【議員が勤務（登庁）していないとき】

- (1) 議員は、想定する災害が発生し、支援本部が設置されたときは、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難したうえで、自らの安否、居所、連絡先等を支援本部へ報告する。
- (2) 議員は、支援本部の指示があるまでは、地域等の活動に専念する。
- (3) 議員は、地域における被災者の安全確保、避難場所への誘導等にできる限り協力する。ただし、議長からの登庁の指示があったときは、速やかに登庁する。

4-3 各組織の活動及び議員の行動基準

応急活動期（4日から

10日程度)

(1) 支援本部の役割

- ① 発災時から継続して市対策本部と連携し、支援本部で収集・整理した情報を市対策本部へ提供するとともに、各議員へ情報提供を行う。
- ② 支援本部の今後の取組や、日程等について検討を行う。
- ③ 災害対応に関連して、議会として意思決定を行う必要性が生じたとき、又は事前協議・調整の必要があるときは支援会議を開催する。この場合、本部長が支援会議を招集する。
- ④ 支援会議の結果等について、各議員に情報提供を行う。

(2) 議員の役割（初動期から継続）

- ① 地域の災害救援活動及び災害復旧活動に、協力・支援を行う。
- ② 市対策本部が応急活動等を迅速に行えるよう、情報収集連絡表により支援本部に情報提供を行う。
- ③ 救助・救命に係る情報は、消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については関係機関へ連絡する。
- ④ 支援本部からの情報を、地域（市民）に提供する。

4-4 各組織の活動及び議員の行動基準 復旧活動期（11日目 以降）

(1) 支援本部の役割

- ① 応急活動期から継続して、市対策本部と連携した活動を行う。
- ② 市対策本部の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ、市対策本部から被災・復旧状況及び今後の災害対応について説明を求める。
- ③ 会議の開催場所の確保など、環境整備を行う。

(2) 議会の役割

- ① 臨時議会等を開催し（注）、災害対策及び必要経費等を速やかに審議する。
- ② 迅速な復旧・復興の実現に向け、支援本部で検討・調整した内容について、国・県その他の機関に対し要望するなどの活動を行う。
- ③ 議会・議員が把握した市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧・復興が迅速に進むよう、市対策本部に対し必要に応じて提案、提言及び要望等を行う。

（注） 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋
(招集)

第101条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

2～6 略

7 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

5 業務継続のための資源に関する対策

(1) 議員（人）

- ① 安全確保と安否確認を最重要視する。
- ② 各議員が、議会BCPに規定した行動基準に基づき対応する。

(2) 連絡手段（通信）

- ① 複数の手段を確保する。（メイン通信、サブ通信手段を用意）
- ② 連絡体制を確立する。（6 災害発生時における連絡体制等を参照）

(3) 議場・会議室（代替施設）

支援本部の設置場所を「原則として、議会棟、第1委員会室」と定めているが、被災の状況によっては、議会棟そのものが使用できない場合も想定される。このことから、あらかじめ代替施設を次のとおり定め、緊急時の利用について事前に調整を図るものとする。なお、代替施設については、市対策本部と協議のうえ、議長が定めるものとする。

- ① 第1候補 市庁舎内で使用可能な会議室等
- ② 第2候補 市庁舎に隣接する市有施設（向井千秋記念子ども科学館・文化会館・図書館・三の丸芸術ホール）
- ③ 第3候補 その他の市有施設で、避難場所としての利用に支障がないと認められる場所

(4) 食糧、飲料水

館林市地域防災計画では、各家庭が非常用として7日分の食糧、飲料水の備蓄に努めることを定めており、各議員及び議会事務局職員においては、これを率先垂範する。

6 災害発生時における連絡体制等

- (1) 市対策本部が設置されたとき、議会事務局長は議長及び副議長へ報告を行う。
- (2) 議長及び副議長は、上記の報告を受けたとき、支援本部設置の必要性を速やかに判断し、その必要があると認めたときは支援本部を設置する。
- (3) 本部長は、支援本部を設置したとき、各議員及び市対策本部にその旨を通知する。(別記様式1、別記様式2)
- (4) 各議員は、支援本部の設置通知を受けたとき、自身の安否、居所及び連絡先等を支援本部へ報告する。(別記様式5) なお、自身が被災(重体・重症)し、報告困難な場合も想定し、家族等による報告手段を確保しておく。
- (5) 議員による報告がないときは、議会事務局がその安否等を確認する。
- (6) 各議員は、市対策本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況や市民からの要望等について、適宜、支援本部に情報提供を行う。(別記様式6)
- (7) 本部長は、市対策本部からの情報を適宜、各議員へ提供する。
- (8) 議員は、携帯電話の番号を変更する場合は、速やかに議会事務局へ報告するものとする。
- (9) 各議員への支援本部設置通知(別記様式1)、支援本部廃止通知(別記様式3)、議員安否確認表(別記様式5)、情報収集連絡表(別記様式6)については、ファックスのほか、災害の状況に応じてメールや電話等でも可能とする。

- (10) 電話やファックス、メールが使用できることも想定し、災害用伝言ダイヤル（171）の使用方法を理解しておく。

7 災害用伝言ダイヤル（171）の使用方法

（1）伝言の録音方法

電話で録音	インターネット（NTT）で登録
① 「171」をダイヤル	① 「 https://www.web171.jp 」にアクセス
② 録音は「1」を入力	② 利用規約に「同意」
③ 自分の携帯電話の番号を入力	③ 自分の携帯電話の番号を入力
④ メッセージを録音（30秒以内）	④ メッセージを入力
⑤ 「9」で終了	⑤ メッセージの登録

（2）伝言の再生方法

電話で確認	インターネット（NTT）で確認
① 「171」をダイヤル	① 「 https://www.web171.jp 」にアクセス
② 再生は「2」を入力	② 利用規約に「同意」
③ 確認したい人の携帯電話の番号を入力	③ 確認したい人の携帯電話の番号を入力
④ 「1」でメッセージの再生開始	④ メッセージを確認
⑤ 繰り返し再生は「8」を入力	
次の伝言の再生は「9」を入力	⑤ 返信のメッセージの登録
⑥ 再生後のメッセージの録音は「3」を入力	

8 議会の防災訓練

議会BCPの策定を踏まえ、災害時における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、併せて、災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会事務局職員を対象とした防災訓練（机上訓練・図上演習などを含む。）の毎年1回の実施に努めるものとする。

9 計画の運用

(1) 議会BCPの見直し

議会BCPに基づく必要資源の確保や、防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画を充実させていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や、実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、議会BCPは、その必要の都度、適宜かつ継続的に改正を行うものとする。

(2) 見直し体制

議会BCPの見直しは、支援本部を構成する議員（正副議長及び議会運営委員会委員）を中心に行うものとする。

○○ 年 月 日

市議会議員 各位

館林市議会災害対策支援本部

本部長 ○ ○ ○ ○

館林市議会災害対策支援本部の設置について（通知）

館林市議会災害時業務継続計画に基づき、下記のとおり館林市議会災害対策支援本部を設置しましたので通知します。

記

1 設置日時 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分

2 設置理由 ○○災害（被害）に関して、館林市災害対策本部が設置され、これを市議会として支援する必要があると認めるため。

3 その他 速やかに議員安否確認表（別記様式5）による報告をお願いします。また、必要に応じて情報収集連絡表（別記様式6）による情報提供をお願いします。なお、応急活動期（災害発生後4日から10日前後）、及び、復旧活動期（11日目以降）において、支援会議を開催する可能性もありますので、該当される議員（副議長及び議会運営委員会委員）においては、ご承知おき願います。

○○ 年 月 日

館林市災害対策本部 本部長 様

館林市議会災害対策支援本部

本部長 ○ ○ ○ ○

館林市議会災害対策支援本部の設置について（通知）

館林市議会災害時業務継続計画に基づき、下記のとおり館林市議会災害対策支援本部を設置しましたので通知します。

記

1 設置日時 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分

2 設置理由 ○○災害（被害）に関し、市議会として館林市災害対策本部を支援する必要があると認めるため。

3 その他 災害（被害）情報等の共有化を図るため、必要に応じて議長が市災害対策本部会議にオブザーバーとして出席しますので、開催時に連絡をお願いします。また、適宜、議会に対して情報提供をお願いします。（議会側が収集した情報について、適宜、市へ提供します。）

〇〇 年 月 日

市議会議員 各位

館林市議会災害対策支援本部

本部長 ○ ○ ○ ○

館林市議会災害対策支援本部の廃止について（通知）

館林市議会災害時業務継続計画に基づき、下記のとおり館林市議会災害対策支援本部を廃止しましたので通知します。

記

1 廃止日時 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分

2 廃止理由 ○○災害（被害）に関し、市議会として館林市災害対策本部を支援する必要がなくなったと認めるため。

〇〇 年 月 日

館林市災害対策本部 本部長 様

館林市議会災害対策支援本部

本部長 ○ ○ ○ ○

館林市議会災害対策支援本部の廃止について（通知）

館林市議会災害時業務継続計画に基づき、下記のとおり館林市議会災害対策支援本部を廃止しましたので通知します。

記

1 廃止日時 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分

2 廃止理由 ○〇災害（被害）に関し、市議会として館林市災害対策本部を支援する必要がなくなったと認めるため。

議員安否確認表

確認日時	期日	
	時間	
確認者氏名		
	議員氏名	
	議員住所	

人 的 被 害	議員本人 家 族	無 ・ 有 (有の場合は、該当事項に○)		
		(状況) 重体 重症 軽症 その他 ()	無 ・ 有 (有の場合は、該当事項に○)	
家 屋 被 害	(続柄) 配偶者 子ども その他 () (状況) 重体 重症 軽症 その他 ()	無 ・ 有 (有の場合は、該当事項に○)		
		(状況) 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 その他 ()		
居 所	市 内	自宅 ・ 自宅外 ()		
	市 外	場所 ()		
連 絡 先				
参 集	可 ・ 否	参集可能な時期		
【地域の被災状況】				
【その他連絡事項】				

※ 太枠の中を記入して報告すること。(ファックス: 0276-75-6777)

情報収集連絡表

確認日時	期日		議員氏名	
	時間			
確認者氏名			議員住所	

発生概況	期日	月 日()	地区	地区
	時間	午前・午後 時 分	場所	
	(その他概況)			
人的被害	死者	人	不明	人
	負傷者	人	合計	人
	(その他被害状況)			
家屋被害	全壊	棟	一部損壊	棟
	半壊	棟	浸水 床上	棟・床下 棟
	(その他被害状況)			
【応急対応の状況】				
【市民の避難状況】				
【市民の要望等】				

* 太枠の中を記入して連絡すること。(ファックス: 0276-75-6777)

館林市議会災害時業務継続計画運用規定

令和 2 年 6 月 18 日 議会運営委員会決定事項

館林市議会災害時業務継続計画を議会運営委員会として決定し、これを運用する。

附 則

この規定は、令和 2 年 6 月 18 日から施行する。